

おがさわら人とペットと野生動物が共存する島づくり協議会 令和8年度事業計画

1. 協議会の事業について

小笠原動物対処室の管理運営及び施設を活用した事業実施を通じて、「人とペットと野生動物が共存する島づくり」を実現し、ひいては世界自然遺産に登録された稀有な生態系とそこに生息する野生動物を保全することを目的とし、関係機関・団体との協力のもと、(Ⅰ)外来種による被害や人為的影響等を受ける野生動物の保護、(Ⅱ)ペット由来の外来種である飼い主のいないネコ対策、(Ⅲ)ペット由来の外来種を生み出さないための適正飼養の推進、その他目的を達成するために必要な事業を実施する。

2. 部会の事業について

協議会事業を推進するため、以下の部会において、協議会事業の検討を行う。具体的な検討事項、検討方法については、各部会において定める。

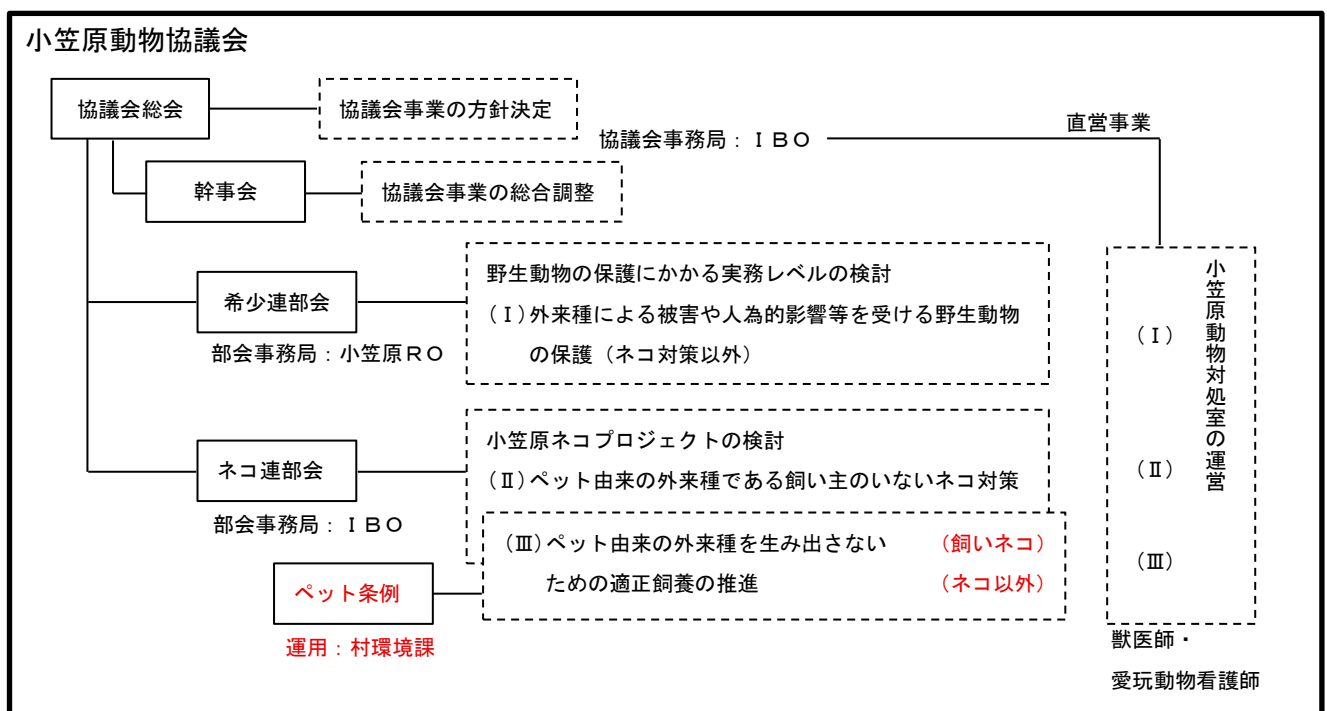
○小笠原希少鳥獣等に関する連絡調整部会（希少連部会）

- ①保護から野生復帰に至るまでの関係機関の連携にかかる実務レベルでの調整
- ②人と野生動物の軋轢の解消を目的とした希少鳥獣等の被害未然防止・再発防止、普及啓発の企画立案・協働実施の検討
- ③その他、野生動物の保護にかかる連絡調整、普及啓発の検討

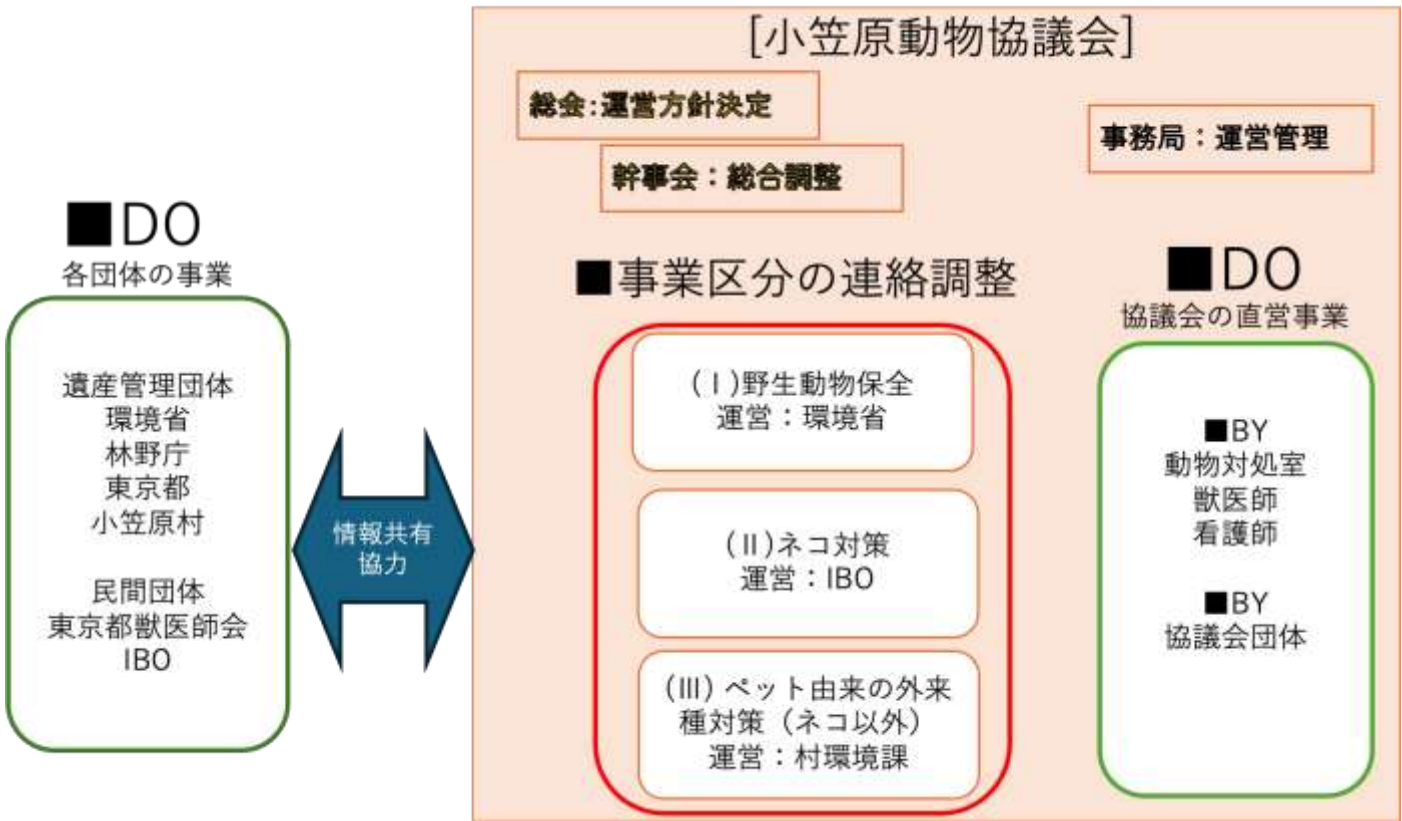
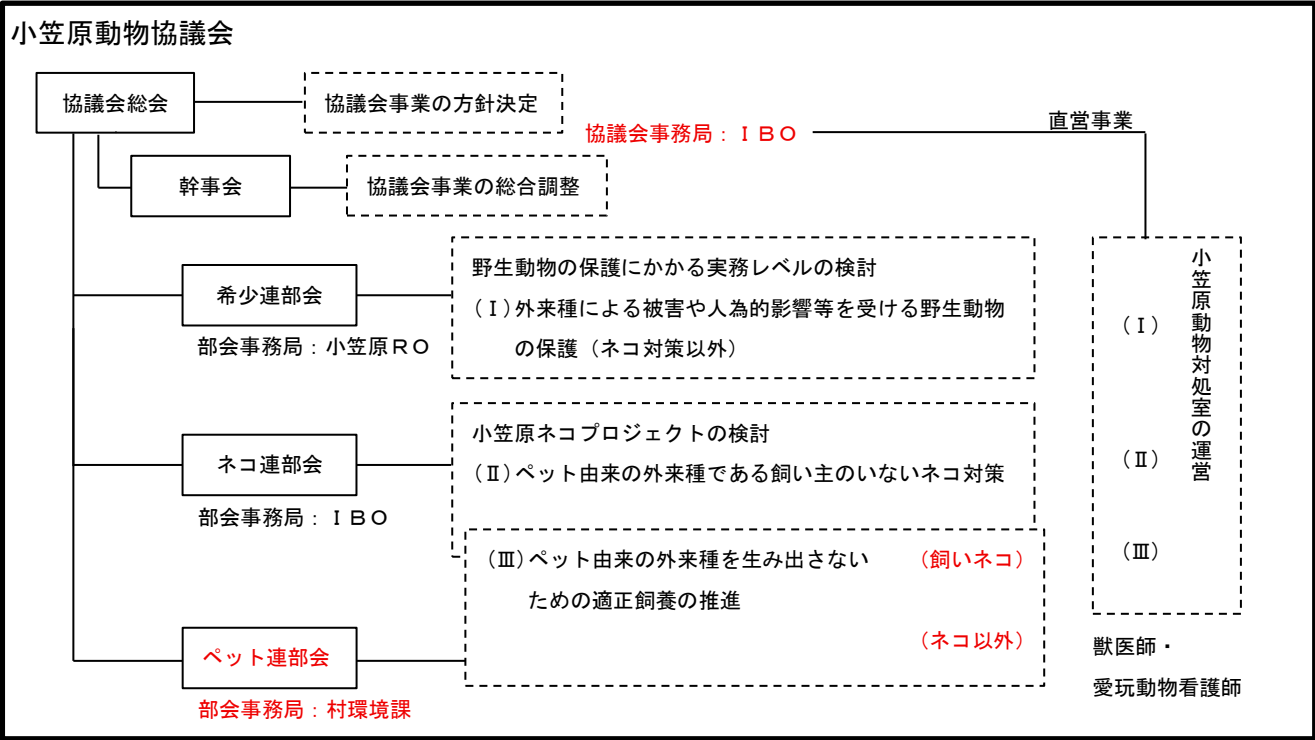
○小笠原ネコに関する連絡調整部会（ネコ連部会）

- ①小笠原ネコプロジェクト（捕獲ネコの譲渡促進、飼いネコ管理、ノラネコ把握等）の協働実施の検討
- ②小笠原ネコプロジェクトの実施にかかる実務レベルでの調整
- ③小笠原ネコプロジェクトの普及啓発等事業等の企画立案・協働実施の検討
- ④その他、小笠原ネコプロジェクトの実施にかかる連絡調整

<組織図概要 小笠原村案>



<組織図概要 IBO案>



3. 協議会事業計画

(詳細については、各部会で調整・検討を行う。黄色部は、協議会予算化関連事業)

	関係会議・事業等	主担当	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
	総会	I B O		○										
	幹事会	I B O							○					○
(Ⅰ)	小笠原希少鳥獣等に関する連絡調整部会	環境省	○						○					
	希少鳥獣等の保護、治療	環境省、東京都、I B O、動物対処室	随時											
	事故未然防止、再発防止対応・原因究明、	各機関・団体	随時 ※生態・感染症究明のための死体回収体制の検討											
	普及啓発（※1）	各機関・団体	随時											
	動物対処室運営	協議会事務局（I B O）	動物対処室運営事業計画参照											
	動物対処室機能拡張	環境省	上半期：調整、下半期：整備											
(Ⅱ)	小笠原ネコに関する連絡調整部会	I B O			○	必要に応じて開催								○
	山域ネコ捕獲	環境省、I B O、小笠原村（林野庁）	通年 ※新たな捕獲方法の検討											
	集落ネコ捕獲	小笠原村、I B O	必要に応じて											
	一時飼養、治療	環境省、I B O、小笠原村、動物対処室	通年											
	搬送	東京都、協議会事務局	随時											
	捕獲ネコ受け入れ	東京都獣医師会（各動物病院）	随時											
	島内譲渡	協議会事務局、小笠原村、動物対処室	随時											
	HP 管理	協議会事務局（I B O）	通年											
	譲渡促進等の普及啓発（※2）	各機関・団体	随時											
	動物対処室運営	協議会事務局（I B O）	動物対処室運営事業計画参照											
(Ⅲ)	ペット条例の運用（※3）	小笠原村	随時											
	ペットの適正飼養の普及啓発（※4）	小笠原村、協議会事務局、東京都獣医師会	随時											
	動物対処室運営	協議会事務局（I B O）	動物対処室運営事業計画参照											

＜その他普及啓発関係事業等予定＞

(※1) 小笠原希少鳥獣等に関する連絡調整部会で検討

- ・ 村民だよりによる普及啓発
- ・ 海鳥の事故発生予防（特に光害）のための普及啓発（光害ガイドラインの策定、勉強会）
- ・ 重要事故地域における事故予防の取組強化
- ・ その他現時点で未定（説明会等の実施、イベント等の参加・協力、普及啓発チラシ・ポスター等の作成・配布）

※油汚染水鳥救護への対応体制検討のための研修・講習会等

(※2) 小笠原ネコに関する連絡調整部会で検討

- ・ 動物感謝デー（日本獣医師会主催）（対応者：IBO・島内各機関・団体） 開催予定
- ・ 東獣ジャーナル7月号へ投稿（ネコプロジェクト20年のあゆみ）
（対応者：IBO・環境省・小笠原村）
- ・ 受け入れ病院、飼い主、関係企業等感謝状贈呈
- ・ HP内容見直し修正
- ・ その他現時点で未定（説明会等の実施、イベント等の参加・協力、普及啓発チラシ・ポスター等の作成・配布）
- ・ 母島再生可能エネルギー100%電力供給実証事業における母島北部ノネコ捕獲への協力

(※3) 小笠原村で検討

- ・ 新規飼養時及び繁殖希望時の獣医師への事前相談の周知徹底
- ・ 対処室の獣医師もしくは飼い主からペットの状況報告（条例に基づいては年1回）を受け、登録個体の飼養状況を把握
- ・ R8.4から動物の持込み申告の施行開始
- ・ ペット条例審議会（R7年度からペットの持込み制限（ホワイトリスト）を検討中）
- ・ 「小笠原におけるイヌの適正飼養ガイドライン（仮称）」作成
- ・ 各種広報等による普及啓発

(※4) 協議会事務局で検討

- ・ 東獣を招へいし、ペットのしつけやペットの災害対策に関する講演会等を検討
（対応者：IBO、小笠原村、東京都獣医師会）
- ・ その他現時点で未定（小笠原小学校でニワトリ飼育をやめたため、父島・母島とも小学校の飼育動物がいない状況で出前授業の実施有無・方法を再検討）

4. 動物対処室運営事業計画

動物対処室の運営を通じて、協議会の事業を推進させることを目的に、「動物対処室におけるMRSA院内感染対策マニュアル」に沿って感染予防を行いながら、以下の取組を実施する他、各普及啓発事業と連携する。なお、令和5年度から常勤の獣医師が交代したため、新たな対処室の体制を鑑みつつ、清掃・庶務業務への人員の必要性・雇用形態等を検討予定。

(Ⅰ) 外来種による被害や人為的影響等を受ける野生動物の保護に関すること

(1) 傷病鳥獣の治療
○外来種による被害や人為的影響等を受けるなどして保護された傷病鳥獣について、必要に応じて治療を実施。主に希少種（特に個体レベルでの保護が必要な種）を対象とし、その他の種については状況に応じて治療を実施。 母島において、長期飼養が見込まれ応急処置が必要な傷病希少鳥獣が発生した場合は、関係機関で調整、必要に応じて直ちに父島に搬送し、同室で対応。
(2) 傷病鳥獣のリハビリ補助
○島内でのリハビリが可能な希少動物について、協議会構成団体の施設等におけるリハビリを補助。
(3) 事故未然防止、再発防止につながる死因究明
○人為的影響等により死亡した野生動物が回収された場合、今後の事故未然防止、再発防止につながる死因を究明するため、必要に応じて病理解剖を実施。

(Ⅱ) ペット由来の外来種である飼い主のいないネコ対策に関すること

(1) 捕獲ネコへの対応
○捕獲ネコまたは、一時飼養施設の滞在ネコが負傷・衰弱・体調不良の場合、状態に応じた一次的な診察・処置を実施。 ※母島の捕獲ネコについては、母島滞在を最短とし、応急処置が必要な個体が発生した場合は、父島に搬送次第、同室で対応。なお、獣医師が母島巡回診療時は、担当者より母島での診療を依頼。 ※長期間治療が必要な個体等の治療方針や妊娠出産ネコの対応については、ノネコ捕獲の事業主体が東京都獣医師会に助言を仰ぎ、治療の実施や東京搬送を判断。 ○一時飼養施設の滞在ネコの体調管理のための技術的な補助を実施。 ○駆虫プログラム補助として、幼ネコに対する初回駆虫薬選択のための糞便検査の実施。
(2) 島内譲渡ネコへの対応
○島内譲渡が可能なネコに対して、必要な衛生検査を実施。 ○希望者に対し、譲渡講習会や面談等を実施。

(Ⅲ) ペット由来の外来種を生み出さないための適正飼養の推進

(1) ペットの診療を通じた適正飼養指導等

○ペット診療を通じた飼養状況の把握

父島・母島でのペット診療を通じて、飼い主とペット、適正飼養の状況確認等を行う。

- ・ペット向け診療 開放日時：平日 8:30～11:30、13:30～16:30

※火・木は野生動物の治療を優先し、ペット診療は急患のみ対応

- ・母島巡回診療 月1回程度。獣医師が行くことができない場合は、オンラインでの診療を実施する。薬の処方については、対面診療を実施したことがある場合は、オンライン診療での処方を可能とする。

○ペット診療を通じた適正飼養指導

処置内容に沿ったペット診療を通じて、適正飼養指導を推進するとともに、診療ニーズの把握、受診目的の分析により、今後の処置範囲の検証と適正飼養指導の強化を検討する。

処置内容：健康相談、健康診断（血液検査等）、感染症予防（ワクチン接種等）

避妊去勢手術、マイクロチップ装着、一次診察（外用薬、内用薬の処方含む。宿泊を伴う処置は原則実施しない。）

※母島の飼いネコの避妊去勢手術

去勢手術について、医療安全が確保されると判断された場合は役場母島支所倉庫、その他の場合と避妊手術は対処室で実施としている。

(2) 飼い主の利用促進を図った無料相談の推進

○電話やオンライン等による無料相談

父島・母島とも、電話やオンライン等による相談を気軽に利用してもらえる環境づくりを推進。父島では、予約・来室しても相談であれば無料であることをPRし、母島では、月1回程度の巡回診療の際に訪問相談も積極的に実施。